

国連「子どもの代替養育に関する指針」に基づく里親ソーシャルワークとは？

ー英国スコットランドのフォスタリング機関調査からの考察ー

○ 大阪公立大学 伊藤嘉余子 (3930)

野口 啓示 (福山市立大学・2736)、 李 瀟瑩 (大阪公立大学大学院・9967)

キーワード3つ：国連「子どもの代替養育に関する指針」、スコットランド、里親ソーシャルワーク

1. 研究目的

本研究では、英国スコットランドのフォスタリング機関（里親支援機関）で行われている里親支援を含む里親ソーシャルワークの実際が、国連が示す「子どもの代替養育に関する指針」と照合して、何をどこまで達成できている/いないのか、また、それはなぜなのかについて明らかにすることを目的とする。英国も日本と同様、国連「子どもの権利条約」に批准しており、定期的に国連から勧告を受けている。本研究では、まず、英国が国連から代替養育のあり方や改善の方向性についてどのような勧告を受けているのかを確認した。その上で、国連の勧告を踏まえ、どのような価値・原則に基づきフォスタリング実践が行われているのか、また、その際の困難や矛盾にはどのようなものがあり、それらをどう克服しようとしているのかについて里親ソーシャルワーカーのインタビューから検証した。

2. 研究の視点および方法

まず、国連「子どもの権利委員会」から出された「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の第6回及び第7回報告書に対する最終見解」を検証し、国連が英国に求めている代替養育の改善点について整理した。次にその内容を踏まえ、インタビューガイドを作成し、英国スコットランドのフォスタリング機関に調査協力依頼を行った。

インタビューには、フォスタリング機関の計10名（公設7名、民設3名）の里親ソーシャルワーカーの協力を得た。インタビュー実施期間は、2025年3月である。インタビューで得られたデータをテーマティック・アナリシス法（Braun & Clarke, 2006）の6段階の手順に沿って分析した。

3. 倫理的配慮

事前にメールで、調査の目的、方法、結果の公表等について説明し、協力への同意を得た。具体的には、調査への協力は任意であること、途中中断しても不利益がないこと、調査結果の公表に際しては、スコットランドであること以上に詳細な地域の状況、個人等が特定されないよう配慮すること等を誓約した。なお、本研究は、大阪公立大学大学院現代システム科学研究科倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号：2024(1)-62）。

また、本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等は、ない。

4. 研究結果

（1）国連「子どもの権利委員会」から英国に出されている勧告のうち「代替養育」に関する主な内容は、以下のとおりである。

- 代替養育に措置される子どもが多すぎるので減らすこと
- 上記のために、在宅支援の子育て支援サービス・制度を充実させること
- 居住地から遠く離れた里親・施設に委託された子どものケアを充実させること
- 認可外の施設（ホテル、B&B等）に子どもを預けることの禁止
- 代替的養護下の子どもの声を聴ける専門性のある人を自治体・民間機関に配置すること
- 代替的養育経験者の教育、進学、自立のための支援の充実
- 収監されている親と代替的養育下にある子どもの交流や親子関係調整の充実

（２）フォスタリングワーカーのインタビュー調査結果

分析の結果、6つのテーマを抽出した。

テーマ	コード/具体例
公設機関と民設機関の違いと葛藤	キンシップ・ケアは公設のみが管理・監督、委託児童のニーズの違い、里親支援や研修内容の違い…等
キンシップ・ケアへの注目と葛藤	子どもの帰属意識への配慮、国連からの勧告、実親との接触というリスク、FGCの導入と注目…等
メンタルケアニーズをもつ里子の支援の課題	年少児童の入所施設ニーズ、CAMHS 制度の光と影、里子支援専属のセラピストの配置…等
措置プロセスの透明性の確保	子どもの声を聴く工夫、「子どもの最善の利益」、里親や実親の声を聴く…等
里親に求める資質と研修の工夫	里親コンピテンシーフレームワーク、「家庭的」と「専門的」のバランスと矛盾…等
里親養育を成功させるために必要な支援体制	里子担当と里親担当ワーカーの配置、24時間の相談対応、多様な専門職の確保、レスパイト…等

5. 考察

1) スコットランドでは従来、自治体を越えた広域措置とするケースが多かったが、国連からの勧告を受け、2021年頃からキンシップ・ケアが代替養育の主流になってきた。しかし、実親との接触が子どもにもたらすリスクやキンシップ・ケアラーの負担等といった課題が生じている。2) 里子の抱えるメンタルヘルスの問題に対応するための制度が整備されているが運用上の課題が多い。この点は民間フォスタリング機関の方が柔軟に対応できている。民間機関登録里親の方が困難児童を委託されるため支援も手厚い、という公民のすみわけがなされている。3) 「家庭的」な養育の重要性を認めつつ「子どものニーズに答え得る専門的」な養育の必要性を感じているワーカーの苦悩が語りからうかがえた。

付記：本研究は、科研費（基盤研究 A）「日本が目指すべき社会的養護における制度と実践の座標軸の検証：5か国比較からの考察」（研究代表者：伊藤嘉余子）の一環として実施した調査の一部を報告するものである。本調査にご協力いただいた、関係諸氏に深謝いたします。